

計議第 3 7 1 号議案

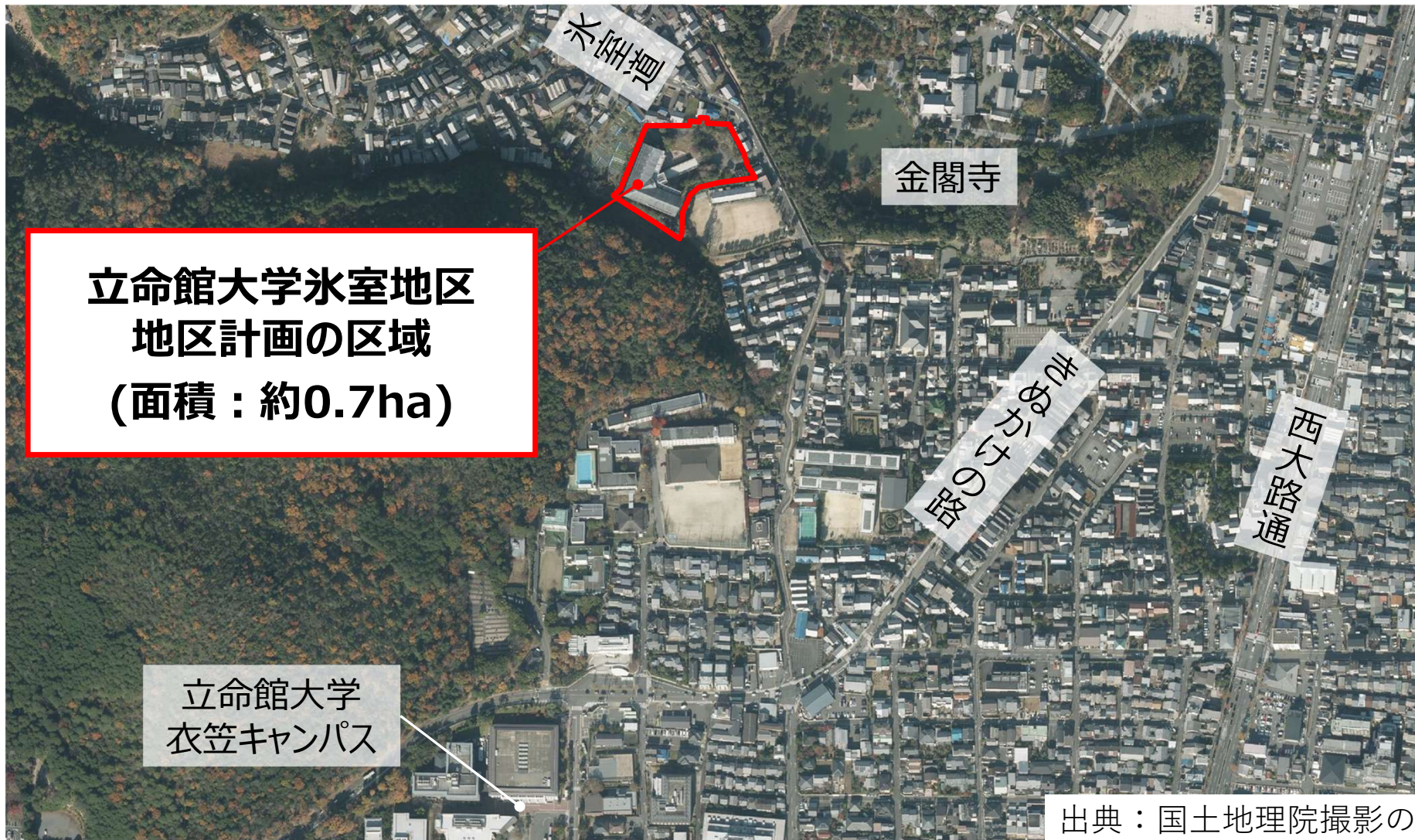
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の変更（京都市決定）

（立命館大学氷室地区地区計画）

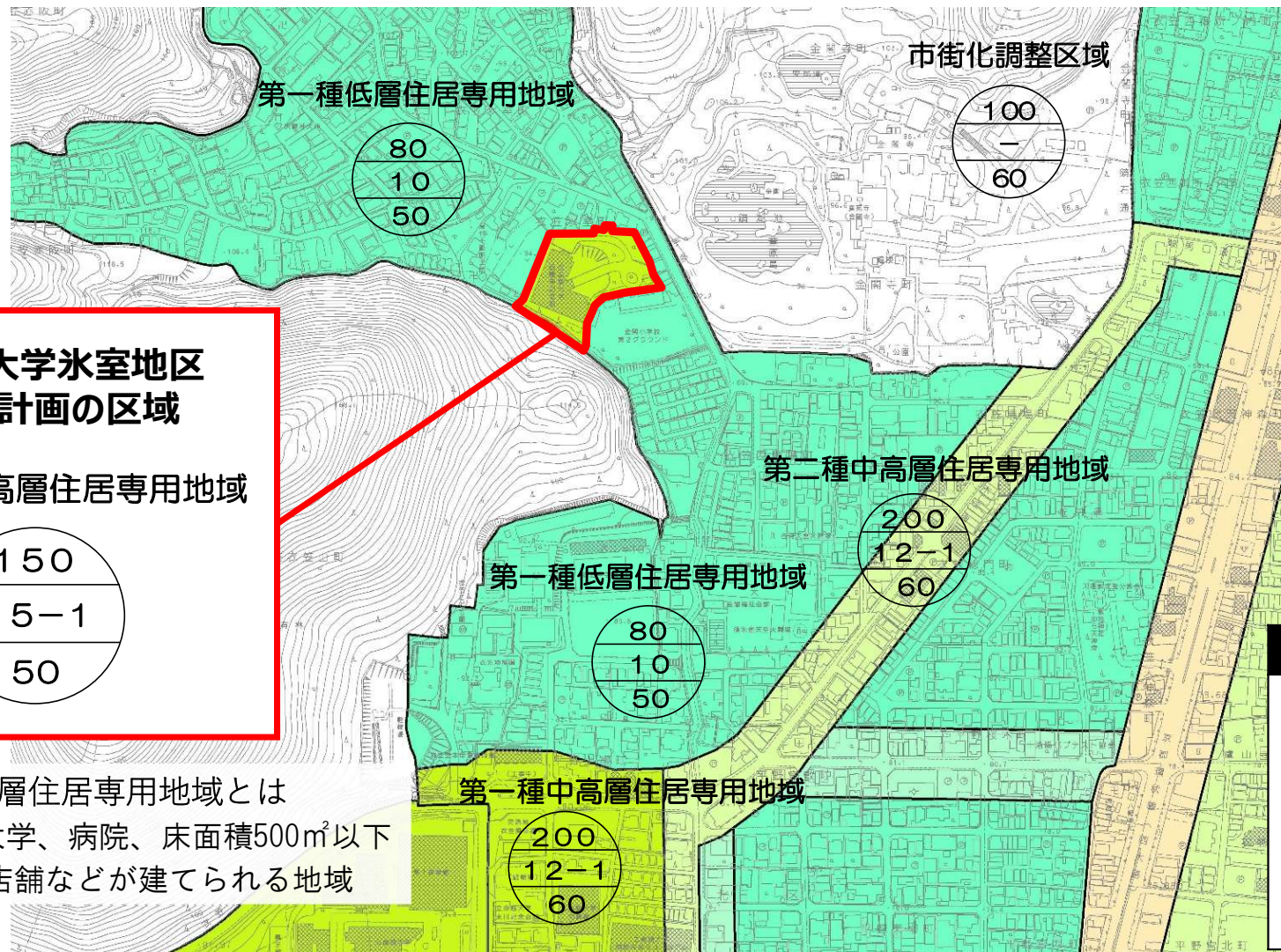
令和 8 年 7 月
京都市

1 地区の概要



出典：国土地理院撮影の空中写真

2 都市計画の概要（用途地域等）



凡 例

区域区分
(用途地域)

容積率

高度地区

建蔽率

第一種中高層住居専用地域とは
住宅以外に高校、大学、病院、床面積500㎡以下
かつ2階以下の店舗などが建てられる地域

3 立命館大学氷室地区におけるこれまでの経過

昭和63年 学校法人立命館が本地区に大学施設を建設



平成8年5月 都市計画法の改正による用途地域の変更(住居系地域の細分化)とともに、「立命館大学氷室地区地区計画」の策定



周辺の住環境と調和のとれた施設の誘導を図ることを目的に
建築可能な建築物を大学に限定

令和8年2月 学校法人立命館が本地区に新たに高校を開校するため、本市に対して、都市計画法に基づく都市計画提案を実施

4 都市計画提案の内容

「学園ビジョンR2030」に基づき教育・研究の変革を推進

- 「新たな価値創造の実現」、「テクノロジーを活かした教育・研究の進化」、「シームレスな学園展開」などの政策目標が掲げられている。
- 大学と附属校を含めた一貫教育においては「自由な学び・見たこともない学びによる一人ひとりの才能の伸長」を目指した「ハイブリッド型教育の新展開」などを構想

「広域通信制高校」の開校（予定）

高校段階から地域・大学等と連携した探求学習の実施や、ICTを活用した遠隔学習と対面指導を組み合わせた学習環境の構築など、多様で柔軟な学びの実現

都市計画提案

大学に限定された地区計画の区域内に「高等学校」の設置も可能となるよう提案

5 高校の概要

お示ししている内容は、都市計画変更の手続の後に、学校法人立命館が京都府へ高校の設置認可を申請する予定としているものであり、決定事項ではありません。

教育課程

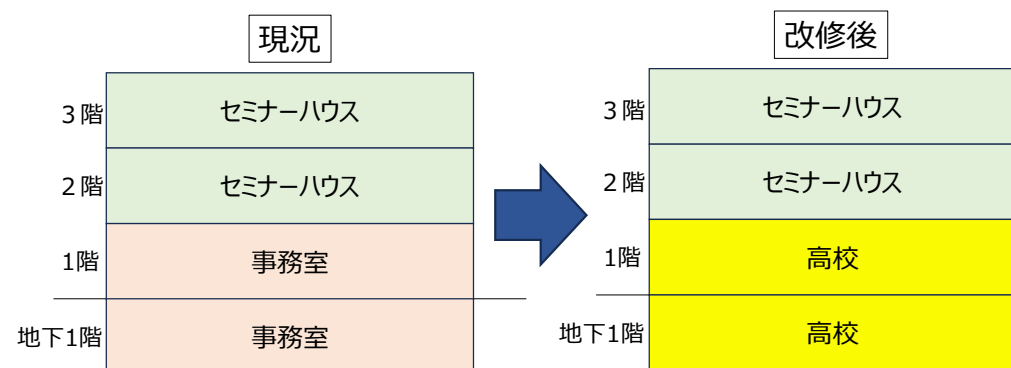
広域通信制高校

校舎

現在、大学のセミナーハウス等として使用されている既存建築物（西園寺記念館）を改修

通信制過程 における登校等

- ・生徒は普段オンラインでの学習
- ・1年に2回、対面での直接指導を受けるスクーリングの際は登校が必要
- ・スクーリングは1回あたり1週間、数十名～最大100名程度のグループで実施
- ・登校時は改修する既存建築物（西園寺記念館）での宿泊滞在を想定



西園寺記念館の改修イメージ

6 提案内容に対する本市の判断

学校法人立命館からの提案

高校段階から地域・大学等と連携した探求学習の実施や、ICTを活用した遠隔学習と対面指導を組み合わせた学習環境の構築など、多様で柔軟な学びを実現するため、高校を設置可能となるように地区計画を変更

京都市都市計画マスタープラン

○京都ならではの文化を継承・創造する都市

京都の歴史や文化、大学、伝統・先端産業など、地域の特性をいかし、そこで生まれる活力やにぎわいを京都の活性化につなげます。さらに、文化芸術とまちづくりの連携を図ることで、新たな魅力や価値を継承・創造する個性豊かな都市を目指します。

提案内容に対する本市の判断

都市計画マスタープランに示す方針に合致していること、また、高校は本来、当地区の第一種中高層住居専用地域や周辺の第一種低層住居専用地域においても建築が可能であり、土地利用上の支障がないことから、**提案に基づいた都市計画の変更が必要と判断**

7 地区計画の変更点

■ 地区計画の目標 ⇒ 変更

■ 土地利用の方針 ⇒ 変更なし

■ 建築物等の整備方針 ⇒ 変更

■ 地区整備計画

・建築物等の用途の制限 ⇒ 変更

- ・建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 ⇒ 変更なし
- ・建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 ⇒ 変更なし
- ・壁面の位置の制限 ⇒ 変更なし
- ・建築物の高さの最高限度 ⇒ 変更なし
- ・かき又はさくの構造の制限 ⇒ 変更なし

8 地区計画の目標 及び 建築物等の整備方針

■ 地区計画の目標 変更

当地区は金閣寺に近接隣接している当地区は一方、周囲には既に低層住宅地が形成されており、今後も良好な住環境を維持すべき地域である。今回大学の施設拡大にあたって当地区に地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境の確保と共に周辺の住環境と調和のとれた施設の誘導を図る。

■ 建築物等の整備方針 変更

建築物の用途を大学施設及び高等学校に限定することにより、用途の混在等による環境の悪化を防止し、建ぺい率、容積率、壁面の位置、建築物等の高さ及びかき又はさくの構造に制限を加えることにより、周辺の住環境と調和した施設の整備を図る。

9 地区整備計画

種 類	現在定められている規定
建築物等の用途 変更	次に掲げる建築物以外の建築物は建築不可 1 大学施設 <u>2</u> 高等学校 <u>3</u> 前 <u>2</u> 号に掲げる建築物に付附属する建築物
容積率の最高限度	1 2 0 %
建蔽率の最高限度	4 0 %
壁面の位置の制限	敷地境界から3m
高さの最高限度	軒高10m以下
かき又は柵の構造の制限	可能な限り生垣等により緑化を推進